

# 令和 6 年度農泊モデル地域創出支援事業 応募要領

※応募を予定している農泊地域の方は、必ずすべてお読みください。

## 1. 背景と目的

### (1) 募集の背景

「農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を 500 地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現する」ことを目指して始まった農泊は、令和 5 年度末までに全国 656 地域で行われ、地域の創出を掲げた“草創期”から、[地域への経済的・社会的な貢献を高めていく“成長期”に移行](#)しています。

農泊は農山漁村の生活や文化を活用した新しい滞在・旅のスタイルであり、地域で大切にされてきた様々な資源を守り、活かすことで、これまでの観光では提供できなかった地域の文化の深い理解や、日常生活の体験などを提供できます。これは、[持続可能な観光](#)の考え方で親和性が高く、また他地域や既存のコンテンツとの差別化により[高付加価値化](#)が期待できます。さらに、このような農泊を体験した方が、地域のなりわいや文化を守る取組を支える側にまわるなど、[関係人口](#)につながることも期待されます。

人口減少の著しい農山漁村地域においては、十分な収益を確保し、農泊などのなりわいを維持することで、地域の包摂的な雇用確保・人材育成への取り組みを進めていくことも重要です。

### (2) 事業の目的

[「農泊の〇〇といえばこの地域」といえる、モデル地域を創出](#)することで、旅行者にとっての農泊のイメージを刷新してより魅力に感じてもらい、「農泊推進実行計画」に掲げる「令和 7 年度までに 700 万人泊」の達成に寄与します。また、モデル地域の磨き上げのプロセスやノウハウを他の農泊地域に横展開することで、農泊地域の全体的な磨き上げを図ります。

本事業では、「農泊の〇〇といえばこの地域」といえるモデル地域を目指す取組を[約半年間の伴走支援によって磨き上げ、全国を代表する新たな農泊地域のモデルを創出](#)します。

## 2. 応募対象

### (1) 応募主体

全国の農泊地域が対象です。なお、少数の構成員のみが参画できる取組ではなく、農泊地域一体となりモデルを目指す取組を評価します。

### (2) 募集する取組

「農泊の〇〇といえばこの地域」といえるモデルを目指す取組として、下記 5 つのモデルに取り組む地域を募集します。

### 1. 地域まるごとホテル化等による、農山漁村地域の収益増加

地域での滞在時間を伸ばし、宿泊・飲食・体験などの消費につなげる仕組みをつくり、地域全体での品質・収益の管理・成長を目指しており、地域全体にお金が落ちる仕組みを構築する。

→「〇〇」の例：農村の暮らしに溶け込める集落まるごとホテル

### 2. 高付加価値な農家民宿による新たな宿泊体験の創出

イタリアのアグリツーリズムの考え方等を取り入れながら、地域の製品のショーケースとして農家民宿を位置づけ、消費者として魅力を感じる旅アト消費等につなげる仕組みも組み合わせることで、事業承継が可能な収益をあげる仕組みを構築している。

→「〇〇」の例：100%地産地消で、昔ながらの地域の暮らしを体験できる山のリゾート

### 3. 農山漁村地域の古民家再生など、伝統文化を活用した高付加価値化

農山漁村地域の古民家等を活用した宿泊施設等を核としながら、地域の伝統産業等の保全や継承につながる持続可能で高付加価値な滞在を提供しており、地域の一次産業・食文化・伝統産業等の保全や継承に貢献する。

→「〇〇」の例：家具から食器まで、日常に溶け込む職人の技を体験できる場所

### 4. 新たな団体需要の開拓による、教育旅行受入に取り組む農泊地域のモデル転換

教育旅行の受入ノウハウを活かして、企業研修・合宿や、サマースクール、インバウンドの団体等の新たな販路開拓に取り組み、地域全体の収益向上や新たな受入関係者の育成に取り組んでいる。

→「〇〇」の例：大人から子どもまで楽しく農林漁業を学べる地域

### 5. 農泊地域における国際認証取得による認知向上とシビックプライドの醸成

持続可能な地域づくりを推進し、国際認証の取得や国際基準への準拠により世界から選ばれる地域として認知されるとともに、住民の誇りにもつながることを目指している。

→「〇〇」の例：国際基準で地域の豊かさを守るサステナブルな農泊地域

※1～5以外の取組も[応募できます](#)が、「持続可能」「高付加価値」「関係人口」を意識してください。

## 3. モデル地域の採択について

### (1) 採択件数

全国で5地域程度の選定を予定しています。

### (2) 審査基準

6. 審査基準をご確認ください。

### (3) 選定されたモデル地域への支援

選定されたモデル地域に対しては、以下の4つの支援を行います。

#### ① 約半年間の伴走支援事業

\*年間の実施スケジュールについては、「5. 事業実施スケジュール」をご確認ください。

選定された農泊地域は、目指す姿に応じて事務局で選定する伴走支援専門家と相談の上、磨き上げの内容・スケジュール等を「ロードマップ」として設定します。ロードマップは農泊地域の希望をもとに作成しますが、専門家のアドバイス等によって変更の場合があります。

また、目標達成のために必要な地域が希望するものを、[約100万円程度の事業費を伴走支援事務局において支援](#)します。

<伴走支援事業で想定する内容> ※支援内容は以下に限りません。

- 研修会やワークショップの開催
- 先進地域の視察
- 農泊地域のプロモーション支援(Webサイトの制作・改修等)
- 農泊地域の業務高度化支援(ICTを活用した在庫管理システムや無人受付システムの試験導入など)
- 新たな体験プログラムの開発に係る費用(会場費、インストラクターの謝金、備品レンタル料等)

※事業期間終了後も利用できるもの(例:買い切りのソフトウェアや体験の用具など)は認められません。

※パソコンやカメラなど、本事業以外にも利用できる汎用性の高いものや、農泊地域の通常業務において当然備えておくべきものの購入には充てられません。

※伴走支援事務局において経費の利用状況を精査し、不適切な使用や使途不明金等が認められた場合は返還を要求する場合があります。

#### ② 協賛企業による支援

[農泊地域と親和性の高い協賛企業との協業](#)を受けられます。一例として、企業が運営するWebメディアでの情報発信や、新たなツアープログラムの販売等を想定しています。

\*応募いただいた内容に応じて、事務局にてマッチングを行います。

#### ③ 専門家による伴走支援

全国の農泊地域を支援してきた経験豊富な専門家が伴走します。[「① 伴走支援事業」の実施にあたっては、伴走支援専門家と相談しながら進めていただきます。](#)

\*応募いただいた内容に応じて、事務局にてマッチングを行います。

#### ④ プレスイベントによる全国への発信

選定された地域を発表するプレスイベントを実施します。

\*10月頃の開催を予定しています。詳しくは特設サイトをご覧ください。

## 4. 応募にあたって

### (1) 応募方法

農泊モデル地域創出支援事業の特設ウェブサイト(<https://nouhaku-model.jp/>)にリンクされた[応募フォーム](#)に、[必要書類を添付](#)してください。

なお、セキュリティの関係等で応募フォームを開けない場合は、本紙末尾に記載された事務局にメールで提出してください。

## ★応募〆切:2024年8月12日(月祝)

<その他の注意事項>

- 応募フォームの提出ができるのは、「個人情報の取り扱いについて」をご確認のうえ、同意した方に限ります。
- 郵送・FAX 等での提出はできません。
- 1 地域あたり 1 つのみ応募できます。複数の応募があった場合は、最新のもの 1 件のみ受理します。
- 応募内容に不明点等がある場合、事務局から個別に連絡させていただく場合があります。

### (2) 応募を検討している農泊地域に対する支援

応募にあたってご不明な点がある方や、応募内容を整理するのが難しいと感じる方は、事務局までお問合せください。必要に応じて[オンラインでの“壁打ち”を設定](#)します。

\*壁打ち=漠然としたアイデアや課題意識等を聞き、質問や感想等を投げかけることで、[アイデアを徐々に形にしていくことを手伝うための対話](#)

<壁打ちの注意点>

- 壁打ちができるのは、[応募フォーマットの提出前](#)の農泊地域の方が対象で、応募〆切の前日までです。
- 1 地域につき 1 回・1 時間程度を想定しています。壁打ち実施後に新たな疑問が生じた場合等は、メールや電話で事務局までお問い合わせください。
- Zoom または Teams を事務局にてホスト(主催)します。他のツールをご希望の場合は、ご自身がホストし、事務局に対して招待をかけてください。
- 壁打ち相手は事務局スタッフ(JTB総合研究所 研究員)となります。[余裕をもってお申込み](#)いただくとともに、[希望の日時を複数提示](#)してください。
- 全ての質問にお答えできるとは限りません。また、壁打ちの内容・結果に関する責任は負いません。
- 壁打ちはアイデアに対する相談の場です。[応募内容に関する具体的なアドバイスや、応募フォーマットの作成支援、審査基準の具体的な内容に関する質問などにはお答えできません。](#)
- 壁打ちを含めた事務局への事前コンタクトによる、[審査結果への影響は、プラスにもマイナスにも一切ありません。](#)壁打ち依頼の有無や、相談内容等は、審査員には一切共有しません。
- 壁打ちを行った結果、応募に至らない場合があっても構いません。なお、後日事務局から、応募を断念した理由を伺う場合があります。
- 壁打ちの内容・結果等は、農林水産省等に共有させていただく場合があります。

### (3) 選定委員

選定委員は以下の 5 名が務めます。6. 審査基準に基づき、公正な審査を行います。

- 農林水産省 農村振興局 都市農村交流課長
- 農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 農泊推進室長
- 帝京大学経済学部 地域経済学科 准教授 五艘みどり氏
- EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 パートナー 平林知高氏
- 株式会社 JTB 総合研究所 主席研究員  
一社)日本サステナブルツーリズム イニシアティブ 常務理事 熊田順一氏

## 5. 事業実施スケジュール

\*スケジュールは令和 6 年 6 月時点の内容で、変更される可能性があります。

時期	内容
<b>応募・審査のスケジュール</b>	
令和 6 年 7 月～	応募開始 壁打ちに対応します。希望される方は事務局までお問合せください。 ※〆切前日まで対応します。
8 月 12 日(月祝)	応募〆切 審査期間 ※応募いただいた内容について、質問をさせて頂く場合があります。
8 月下旬～9 月上旬 予定	採択結果の発表 ※採択結果に関わらず、応募いただいた全ての方へご連絡します。
<b>採択された地域のスケジュール</b>	
9 月中	伴走支援専門家との初回顔合わせ(オンライン想定)・ロードマップ策定 ※伴走支援専門家は、応募内容をふまえ事務局にてマッチングします。
10 月中下旬予定	選定されたモデル地域の発表イベント ※1 地域 1 名以上の出席をお願いいたします。会場(東京都内)への往復の旅費は、1 名分まで事務局にて負担します。
期間中	伴走支援事業・伴走支援専門家とのミーティング等を、ロードマップに沿って進めてください。
令和 7 年 2 月頃	成果ヒアリング ※事務局からヒアリングに伺います。採択直後、事業実施中なども訪問を予定しています。
3 月中旬頃	事業完了・報告

## 6. 審査基準

以下の観点から応募いただいた内容を審査させていただきます。

区分	評価項目	配点	評点	評価の着目点内訳
協議会への貢献に対する評価	協議会のこれまでの取組に対する評価	15	15点(非常に優れている) 10点(優れている) 8点(満足できる) 3点(劣る) 0点(満足できない) 中間点も可	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の現状、課題を把握し、これまでの事業において、ターゲット層を明確にした取組を行っているか</li> <li>これまでの事業で、地域の強みを理解し、資源の掘り起こし・磨き上げができていないか</li> <li>これまでの事業において、適切に設定された指標に基づく定量的な成果の把握がされているか</li> </ul>
	協議会のこれから目指す取組に対する評価	20	20点(非常に優れている) 15点(優れている) 10点(満足できる) 5点(劣る) 0点(満足できない) 中間点も可	<ul style="list-style-type: none"> <li>これから目指す取組において、地域の現状、課題を踏まえ明確なコンセプトを定めているか</li> <li>これから目指す取組において、地域の強みや特性を活かした独自の取組が行われているか</li> <li>設定した課題と解決手法が明確になっており、取組のプロセスが具体的に示されているか</li> <li>中長期的な視点から目指す方向性が設定され、活動を継続していく意志を明確に示しているか</li> </ul>
	目標の妥当性	10	10点(非常に優れている) 7点(優れている) 5点(満足できる) 2点(劣る) 0点(満足できない) 中間点も可	<ul style="list-style-type: none"> <li>これから目指す取組において、地域の現状をふまえた適切な目標を設定し、把握できる仕組みを整えているか</li> <li>単価上昇等の目標が明確に設定され、達成に向けたプロセスが具体的で実現の見込みがあるか</li> </ul>
	取組の波及性	5	5点(大変参考になる) 3点(参考になる) 0点(参考とまらない) 中間点も可	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の現状・課題と、これから目指す取組との関わりが、明確な仮説のもとに具体的に設定されているか</li> </ul>
協議会の実施体制、地域課題解決への貢献に対する評価	協議会の運営体制	10	10点(非常に優れている) 7点(優れている) 5点(満足できる) 2点(劣る) 0点(満足できない) 中間点も可	<ul style="list-style-type: none"> <li>中核法人が中心となり多様な関係者と連携し地域一体となって取組む実施体制となっているか</li> <li>代表者、運営責任者(プロジェクトマネージャー)、経理責任者、コンテンツ提供者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか</li> </ul>
	地域課題解決への貢献や地域の農林水産業への裨益	10	10点(非常に優れている) 7点(優れている) 5点(満足できる) 2点(劣る) 0点(満足できない) 中間点も可	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組を通じ、解決される地域の課題が明確に示されているか</li> <li>提供される食事や、販売するお土産品等で、地域で生産される食材等を積極的に使用することなど、農泊の取組を通じて、参画する農林漁業者に対し、どのように所得向上や雇用創出に寄与するかを明確に示しているか</li> </ul>
合計		70		
その他(加点)		5	持続可能な観光に関する認証・実績等(次頁をご覧ください)	

#### <加点項目>

- 自治体のSDGsパートナーなどに参画している企業が含まれている
- UNTourism(国連観光機関)が定める Best Tourism Village や、グリーン・デスティネーションズによる「世界の持続可能な観光地トップ 100」など、サステナブルツーリズム推進に関する認証・認定や表彰を受けた、あるいはそれらに取り組む予定の地域
- ノウフク・アワードの受賞歴など、社会的包摂性を推進する団体と連携している
- 重伝建などの文化財や、世界農業遺産等を活用した取組であること
- 担当者が GSTC などのサステナビリティ推進に関する研修を修了しているなど、持続可能な観光に関する知見を有すること

#### <応募に際しての留意点>

- 虚偽の内容や実現不可能な内容で応募した方は失格とします。
- 災害等の不測の事態によって事業が継続できないと判断した場合を除き、採択された地域は辞退できません。
- 地域の取組は、事務局にてヒアリング等を行い、「ナレッジ集(仮称)」として取りまとめ、Webサイト等で公開します。その他、伴走支援事業等で得られた成果の一部を事務局および農林水産省において利用・公開する場合があります。

## 7. お問い合わせ先

令和6年度持続可能な農泊モデル地域創出支援事業事務局

株式会社 JTB 総合研究所 地域交流共創部

担当:新村、橋本、永井

連絡先:nouhaku\_model[at]tourism.jp \*メール送信の際は[at]を@に変えてください。

\*電話・オンライン会議等でのやり取りを希望される方も、事務局へ一度メールを送ってください。

URL:<https://nouhaku-model.jp/>

#### <備考>

- 返信メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダ等に入っていないかご確認ください。また、tourism.jpからのメールを受信できる設定になっているかをご確認ください。
- お問い合わせへのご返信には、1~3 営業日程度いただく場合があります。土日祝日は営業していませんので、ご注意ください。
- メールのお添付ファイルは 10Mb 弱までとなります。添付ファイルのサイズが大きい場合、メールが届かない場合がありますのでご注意ください。
- お問い合わせの内容によってはお答えできない場合があります。